

指 名 停 止 情 報

業 者 名	所 在 地	指 名 停 止 の 期 間	指 名 停 止 の 理 由	指 名 停 止 理 由 の 詳 細
(株)トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1丁目13番3号	令和 8年 2月10日 から 令和 8年 4月 9日	独占禁止法違反行為	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。